

## 令和4年第13回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	令和4年10月31日 午前10時00分	
	場 所	庁議室	
開 会 日 時	令和4年10月31日 午前10時00分		
閉 会 日 時	令和4年10月31日 午前10時10分		
出 席 委 員	田 辺 正 保		
	濱 秀 利		
	森 脇 直 美		
	成 澤 幸 恵		
欠 席 委 員			
会議録署名	教 育 長	滝 川 敦 善	
委 員	委 員	濱 秀 利	
会 議 出 席 者	事務局職員	管理課長	田 崎 清 克
		指導室長	廣 瀬 巧
		管理課学校教育係長	櫛 引 真由子
		生涯学習課長	川 越 一 寿
		情報館長	川原田 恵
		スポーツ課長	高 橋 俊 彦
		管理課長補佐	車 塚 洋
	その他の者		

議事日程

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第56号	厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について【原案可決】
6	(報 告)	
	報告第9号	教育長の報告すべき事項について（追加議案）【原案可決】
7		閉会

## 令和4年第13回厚岸町教育委員会

令和4年10月31日

午前10時00分開会

●教育長           ただいまから、令和4年第13回厚岸町教育委員会を開会  
します。これから、本日の会議を開きます。

                  本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであ  
りますが、事務局より追加議案が配布されております。

                  本日の日程に当議案を追加し、取り進めてよろしいです  
か。

(はい。の声)

●教育長           それでは、そのように取り進めさせていただきます。

●教育長           日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の  
会期を、本日、10月31日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長           それでは、会期を、本日、10月31日の1日間といたしま  
す。

●教育長           日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。  
令和4年9月27日に開会した第12回教育委員会の会議録の  
承認についてであります。会議録署名委員の田辺委員、  
そして、前任であります酒井裕之元教育長がそれぞれ署名  
済みでありますので、これをもちまして承認とさせていた  
だきます。

●教育長           日程第4、「会議録署名委員の指名」についてでありま

す。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、濱委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第56号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第56号「厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱について」、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

厚岸町環境教育推進委員会については、平成8年度に設置し、厚岸町の環境教育の推進を図ってきております。令和4年4月1日より委嘱された委員につきましては、本年10月3日に町教育委員会人事異動により委員に変更が生じたため、厚岸町環境教育推進委員会設置要綱第3条第1項の規定により新たに委嘱いたしたく、本案を提出するものであります。

氏名等でございます。

厚岸町教育委員会職員、川越一寿、生涯学習課長でございます。

任期につきましては、前任者の残留期間である令和4年10月3日から令和5年3月31日までとなります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●教育長 内容は、欠員による厚岸町環境教育推進委員会委員の委嘱についてであります。

これから質疑を行います。ありませんか。

(ありません。の声)

●教育長                    なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長                    では、そのように決定いたします。

●教育長                    次に、追加議案であります、報告第9号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長                ただいま上程いただきました、報告第9号「教育長の報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。

追加議案書1ページをご覧ください。

厚岸町教育委員会会議規則による教育長の報告すべき事項として、教育委員会教育長職務代理者の指名について、次のとおりご報告いたします。

教育委員会教育長職務代理者については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育長は、教育委員会の構成員かつ代表者であることから、その代理は、事務局職員ではなく、同じく教育委員会の構成員である非常勤の教育委員が担うこととし、また、教育長が指名することとされております。

教育長職務代理者につきましては、これまで、前教育長就任時の、平成28年10月28日に田辺正保委員が職務代理者として指名されておりました。

この度の滝川教育長の就任に伴い、改めて、教育長が教育長職務代理者として田辺委員を指名したものであります。

指名年月日は、令和4年10月28日であります。

なお、職務代理者の任期は、法律で定められておりま

せんが、教育長が別の教育委員を指名するまで、または、すでに教育長が欠けている状態では、新しい教育長が任命され、当該教育長が新たに職務代理者を指名するまでが任期となります。

以上、簡単ですが、報告第9号の内容説明とさせていただきますので、ご承認賜りますようお願いいたします。

●教育長 内容は、教育長職務代理者の指名についてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、これで報告第9号を終わります。

●教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

●教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。これをもちまして、第13回教育委員会を閉会します。